

京都市固定資産評価審査委員会が定める規則の読点の表記を改める規則を公布する。

令和4年10月11日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第1号

京都市固定資産評価審査委員会が定める規則の読点の表記を改める規則

京都市固定資産評価審査委員会が定める次に掲げる規則において、読点として表記する「,」を「、」に改める。

- (1) 京都市固定資産評価審査委員会規則
- (2) 京都市固定資産評価審査委員会の口頭審理の傍聴に関する規則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市固定資産評価審査委員会事務室)